

～ J A をご利用のお客様へ～

# 米国人かどうかの確認が必要となりました

## 外国口座税務コンプライアンス法（ファトカ）に関するお知らせ

当 J A では、2014 年 7 月 1 日より、米国において成立した外国口座税務コンプライアンス法（以下、「ファトカ」といいます。）に基づき、お客様が米国人※かどうかを確認することとしております。

ファトカは、米国人による租税回避を防止するために制定された米国の法律ですが、米国以外の国の金融機関に対しても、米国人のお客様の口座情報を米国の行政当局（米国内国歳入庁）に報告することを求めています。

日米間の合意により、日本の行政当局（財務省、金融庁および国税庁）は、日本の金融機関に対して、ファトカを遵守することを要請しております。

※ファトカにおいて米国人とは、以下に該当するお客様をいいます。

### ①個人の場合

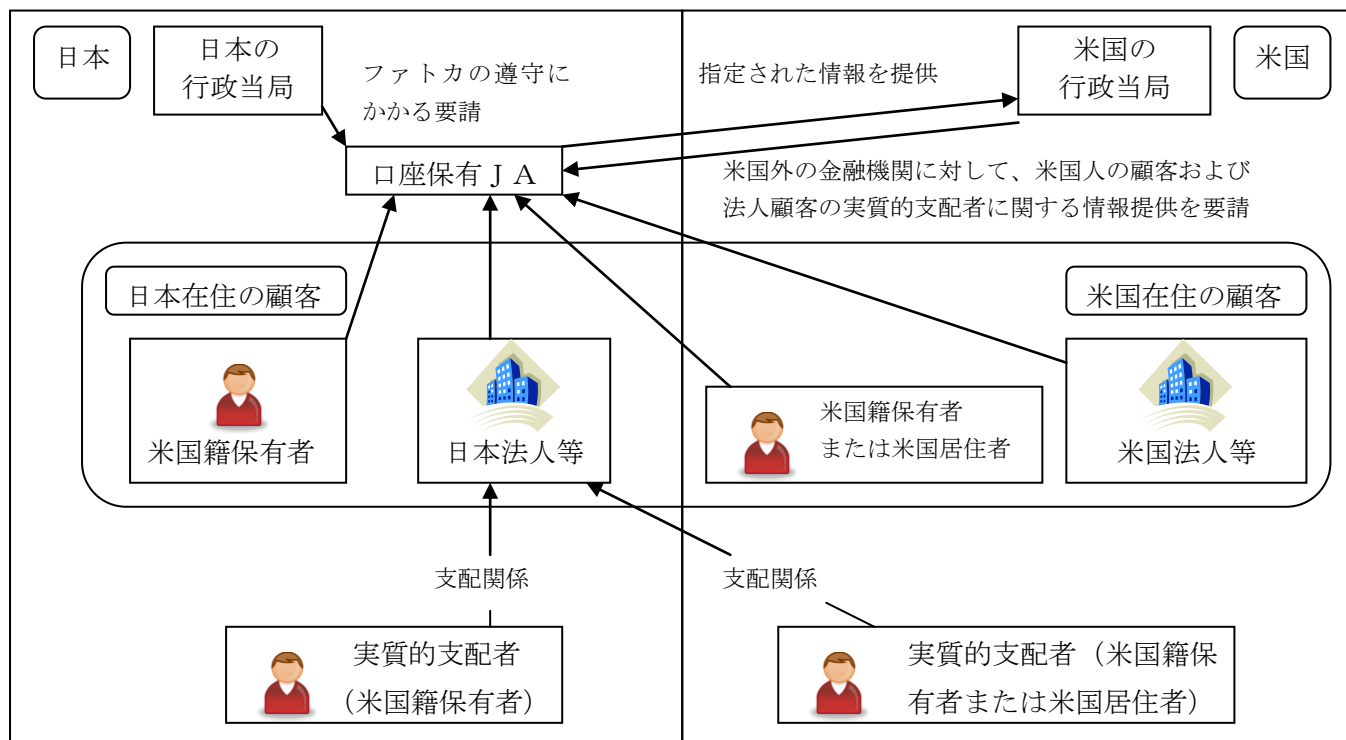
- ・米国民（米国籍保有者、米国永住権保有者等）
- ・米国居住者（米国に 183 日以上滞在する方）

### ②法人の場合

- ・米国法人（米国において、または米国の法律に基づき設立された法人）

（注）米国法人でなくても、米国民や米国居住者が実質的支配者（法人の議決権のうち 25% 超を保有する者をいいます。）となっている場合には、米国の行政当局への報告が必要となる場合があります。

### ●ファトカの制度に関するイメージ



●ファトカに関するQ&A

<p>何か手続きが必要となるのですか？</p>	<p>新しく口座を開設される場合等に、以下の方法により、米国人かどうか等を確認させていただきます。</p> <p>① J A所定の書面により、お客様が米国人であるか否か等をお客様ご自身に申告いただきます。</p> <p>②米国人のお客様には、米国の行政当局への情報提供同意書をご提出いただきます。</p> <p>③米国人でないとお申告したお客様の本人確認書類に、米国の住所や米国の電話番号等の米国人であることを示唆する情報があつた場合、追加の本人確認書類をご提出いただきます。</p>
<p>米国の行政当局への報告対象となるのはどのような人ですか？</p>	<p>以下のお客様が米国の行政当局への報告対象となります。</p> <p>① <u>米国人</u> 米国における納税義務のある個人（米国籍保有者および米国居住者）、米国法人等（米国政府、米国上場会社等を除く）。</p> <p>② <u>一定の非米国法人</u> 米国人である個人が実質的支配者となっている非米国法人（上場企業、一定の公益法人等を除く）。</p>
<p>米国の行政当局にはどのような情報を報告するのですか？</p>	<p>米国の行政当局には、年末時点の貯金残高、年間の利子所得やその他の入金額を報告することとされております。</p>
<p>口座開設後に米国人となった場合、または米国人でなくなった場合は、どうしたらいいのですか？</p>	<p>口座開設後に米国人となった場合、または米国人でなくなった場合には、その旨をJ Aの窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。</p>
<p>ファトカの手続きに協力しない場合は、どうなりますか？</p>	<p>新たに口座開設を予定されているお客様については、ファトカおよび日本の行政当局からの要請により、口座開設をお断りさせていただきます。</p> <p>※2014年6月30日以前からお取引がある米国人のお客様については、日米租税条約に基づき米国の行政当局から要請があつた場合には、日本の行政当局を通じてお客様の情報を米国の行政当局に提供することとされております。</p>

ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

J Aくるめ